

Los PADRES 会則

平成 30 年 4 月 1 日改訂版

(名称)

第 1 条 本会は会員が自主運営するサッカー同好会で、その名称を「Los PADRES」とする。

(主旨 目的)

第 2 条 本会はサッカーを通じて会員の体力維持向上及び地域社会への貢献に努めるとともに、会員相互の親睦を深める事を目的とする。

(会員資格)

第 3 条 会員は本会の主旨、目的を理解、尊重し、社会人として節度ある振る舞いを心掛け本会の活動に参加するものとする。なお、成人した社会人であること及び本会の指定する傷害保険に加入することを義務付けるほかは、サッカー経験の有無等その他一切の条件は問わない。

(入会退会)

第 4 条 入会、退会は随時受け付け、希望者の意思を尊重する。但し、入会又は脱会を希望する者は代表者に届け出て承諾を得ること。

(入会金及び会費)

第 5 条 入会金は無料とする。本会は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までを一会期とし、会費については会期毎に 40 歳以上 60 歳未満は 18,000 円 (月額 1,500 円換算)、40 歳未満及び 60 歳以上は 12,000 円 (月額 1,000 円換算) とする。なお、本会は一度納入された会費については、如何なる理由があっても返金はしない。

(会費及び保険料の徴収)

第 6 条 会費は、年 1 回、4 月に徴収する。但し、会期中入会者は入会月に当期残存月数分を徴収する。なお、会員は第 3 条に基づき加入が義務付けられる傷害保険の保険料が徴収した会費の中より充当されることを承諾する。会員は、本会が別途指定する金融機関の口座及び期日に従い、毎年当期分の会費を振り込むことにより支払うものとする。

(活動内容)

第 7 条 主旨、目的を達成する為に以下の活動を計画し実施する。但し、活動への参加は会員の自由意思として参加を強制しない。

- ①練習 原則毎週日曜日 午後 13 時～15 時 (於：秋津東小グラウンド) とする。
- ②試合 必要に応じて、各大会への参加及び対外試合等を計画し実施する。
- ③親睦会 必要に応じて親睦会を行う。
- ④合宿 原則初夏 (6 月中旬～7 月上旬) に合宿を計画し実施する。

(貸与品及び備品)

第 8 条 本会は会員に対し、ユニフォーム又はその他備品等を貸与することがある。会員は貸与品及び各活動で使用する本会所有の備品について、適正に管理保管し大切に使用するものとする。なお、会員の重過失により貸与品及び備品を紛失、破損等させたときは、当該会員がこれを賠償するものとする。

(活動時間外手当)

第 9 条 本会活動に関連して本会活動時間外の拘束時間が会員に生じるとき (大会審判、審判講習、各活動打合せ及び下見等) は、役員承認を得た場合に限り当該会員に対し別途手当を支給する。なお、支給額については役員で都度協議の上、これを定めるものとする。

(役員及び任期)

第10条 本会に次の役員を置き任期を1ヵ年とし再任を妨げない。

- | | | | |
|---------|----|---------|----|
| ・代表 | 1名 | ・アドバイザー | 2名 |
| ・副代表 | 2名 | ・会計 | 1名 |
| ・コーチ | 2名 | ・HP担当 | 1名 |
| ・マネージャー | 2名 | | |

(総会)

第11条 総会は年1回3月開催を原則とし、会計報告、活動報告、役員を選任、会則の改廃等を決定する。なお、臨時に総会を開催する必要があるときは、代表がこれを招集する。

(慶弔禍福)

第12条 本会は会員本人の慶事及び弔事に限り慶弔金またはそれに代わる贈答品、供花、供物等(以下、「代替品等」という)を支出することができるものとする。原則として会員親族等の慶弔禍福については一切関与しないが、状況により役員が支出の必要があると判断したときは、会員の3分の2以上の賛同が得られた場合に限り、相当額を支出することができる。なお、いずれの場合も支出額または代替品等については30,000円を上限として、その原資(会費又は別途徴収等)も含めて役員一任によりこれを決定できるものとする。

(傷害事故等)

第13条 本会の活動中に万一不測の傷害事故等が発生した場合、本会としては一切の責任を負わない。

(協議)

第14条 本会則に記載のない事項、又は本会則の解釈に疑義が生じたときは役員を中心に会員が都度協議の上、信義誠実の原則に則りこれを解決するものとする。

(会則の変更)

第15条 本会則に変更の必要が生じたときは、総会での承認をもってこれを行えるものとする。

付則 本会則(改)は平成14年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成18年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成19年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成20年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成21年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成26年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成28年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成29年4月1日より実施する。

本会則(改)は平成30年4月1日より実施する。